

# 官報 号外

昭和五十八年五月十二日

## 第九十八回国 衆議院会議録 第二十一号

昭和五十八年五月十二日(木曜日)

### 議事日程 第十六号

昭和五十八年五月十二日

午後一時開議

- 第一 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案(通信委員長提出)
- 第二 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 医学及び歯学の教育のための献体に関する法律案(文教委員長提出)
- 第四 沿岸漁場整備開発法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第五 漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案(内閣提出)

### ○本日の会議に付した案件

- 日程第一 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案(通信委員長提出)
- 日程第二 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第三 医学及び歯学の教育のための献体に関する法律案(文教委員長提出)
- 日程第四 沿岸漁場整備開発法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第五 漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和五十八年五月十二日 衆議院会議録第二十一号

有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案

### 改正する法律案(内閣提出)

金子農林水産大臣の農業基本法に基づく昭和五十七年度年次報告及び昭和五十八年度農業施策、林業基本法に基づく昭和五十七年度年次報告及び昭和五十八年度林業施策並びに沿岸漁業等振興法に基づく昭和五十七年度年次報告及び昭和五十八年度沿岸漁業等の施策についての発言及び質疑

午後一時三分開議

○議長(福田一君) これより会議を開きます。

○議長(福田一君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。

日程第一 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案(通信委員長提出)

○議長(福田一君) 日程第一、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案を議題といたします。  
委員長の趣旨弁明を許します。通信委員長左藤恵君。

有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案  
〔本号末尾に掲載〕

〔左藤恵君登壇〕

○左藤恵君 たいま議題となりました有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

近年、有線ラジオ放送事業及び有線テレビジョン放送事業が活発化しておりますが、これら事業者の中には、自己の市場を拡大するため、道路法による許可を受けないで道路を占有するなど法令に違反し、あるいは電柱所有者の承諾を得ないで電柱への添架を行うなど他人の財産権を侵害してその設備を設置する者があり、このように違法な

手段によって設置される設備が増加する状況にありますので、この際、有線ラジオ放送及び有線テレビジョン放送の秩序を確保するため、このように違法に設置された設備を使用して有線ラジオ放送または有線テレビジョン放送を行うことを禁止しようとするものであります。

その内容の第一は、有線ラジオ放送または有線テレビジョン放送の業務を行う者は、道路法の許可その他法令に基づく許可等を受けないで設置されている設備、または所有者等の承諾を得ないで他人の電柱等に設置されている設備によって有線放送をしてはならないこととしております。

第二に、この禁止規定に違反する行為は、業務停止処分の対象となるものでありますが、特に道路法違反に係るものについては処分を行うに当たっては、郵政大臣は、あらかじめその旨を建設大臣に通知するものとし、建設大臣は、当該道路法違反に関する意見を郵政大臣に述べることができるとしております。

第三に、郵政大臣は、違法に設置されている設備の設置状況等について、道路管理者その他の関係行政機関及びその他の関係者から資料の提供その他の協力を求めることができることとしております。

第四に、この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行することとしております。

以上が本案の提案の趣旨及び内容であります。本案は、通信委員会において全会一致をもって委員会提出として提案することに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださるようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたします。  
本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よつ

て、本案は可決いたしました。

○議長(福田一君) 日程第二とともに、日程第三は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略し、両案を一括して議題とするに御異議ありませんか。

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。

日程第二 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 医学及び歯学の教育のための献体に関する法律案(文教委員長提出)

○議長(福田一君) 日程第二、学校教育法の一部を改正する法律案、日程第三、医学及び歯学の教育のための献体に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。文教委員長葉梨信行君。

学校教育法の一部を改正する法律案及び同報告書  
医学及び歯学の教育のための献体に関する法律案  
〔本号末尾に掲載〕

〔葉梨信行君登壇〕

○葉梨信行君 たいま議題となりました両案について、文教委員会における審査の報告及び委員会提出法律案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、学校教育法の一部を改正する法律案について、審査の経過及び結果を御報告申し上げます。本案は、近年の畜産の発展、公衆衛生の拡充等による社会的要請にこたえるため、獣医学を履修する課程について、大学の学部段階における教育

内容の充実を図り、かつ、効果的な教育を実施することができるようになるため、現在四年となっている修業年限を六年に延長することとするものであります。

なお、この改正に伴い、獣医師法を改正し、獣医師国家試験の受験資格が、「大学における四年の課程を卒業し、修士課程を修了した者」となっているのを、「大学において獣医学の正規の課程を修めて卒業した者」と改めるとともに、制度改正に伴う所要の経過措置を定めることとしております。

本案は、去る三月十八日文教委員会に付託され、四月二十七日瀬戸山文部大臣より提案理由の説明を聴取し、昨十一日質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

次に、医学及び歯学の教育のための献体に関する法律案について、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

人体の正常な形態及び構造を学び、これを明らかにすることは、医学または歯学の教育の基本であります。このため人体解剖学の実習は不可欠であるばかりでなく、医の道を志す者として、人間の生命及び身体の尊厳を深く自覚し、医の倫理の涵養の貴重な教育の場となっております。

現在、大学における医学、歯学の教育のための解剖及び解剖用遺体の交付等は、死体解剖保存法等に根拠を置いておりますが、近年の医科、歯科大学の増設や社会状況の変遷に伴い、解剖学実習用遺体の確保が困難となり、医学教育に支障を生ずるおそれがあります。このため、自己の身体を死後、無報酬で提供し、医学教育の発展に尽くそうとする、いわゆる献体運動が篤志家団体や大学関係者により、じみちに進められておりますが、遺族感情等もあって、献体の意義が必ずしも国民一般の理解を得るに至っており、せつかくの生前の献体の意思が死後生かされないという事

態も生じております。これらの事情にかんがみ、医学及び歯学の教育の向上に資するため、献体に関する法制を整え、国民の理解を深める必要があると考えられるのであります。

このような観点から、文教委員会におきましては、各党各派とも相諮り、昨日全会一致をもって、ここに御提案申し上げましたような法律案を提出いたしました次第であります。

本案においては、献体の意義を法令上明らかにし、本人の献体の意思が尊重されるべきこと、遺族感情にも配慮しながら献体に係る解剖の要件の緩和等について規定を設け、国民一般への献体の精神の啓発、普及を図らうとするものであります。

その主な内容は、  
第一に、この法律の目的を、献体に関して必要な事項を定めることにより、医学及び歯学教育の向上に資することとしております。

第二に、この法律において「献体の意思」とは、自己の身体を死後医学または歯学の教育として行われる正常解剖の解剖体として提供することを希望することをいうとしております。

第三に、この献体の意思は尊重されなければならないこととしております。

第四は、医学または歯学に関する大学において、正常解剖を行おうとする場合に、死亡した者の献体の意思が書面により表示されており、かつ、大学の学長または学部長がその旨を遺族に告知し、遺族がその解剖を拒まない場合には、死体解剖保存法第七条本文の解剖のための「遺族の承諾」の規定にかかわらず、遺族の承諾を要しないこととしております。

第五は、学長等は、正常解剖体として死体を受領したときは、その死体に関する必要な記録を作成し、保存しなければならないこととしております。

以上のほか、文部大臣の献体篤志家団体に対する指導助言、献体の意義について国民の理解を深

めるための国の措置等について規定を設けることとしております。以上が本案の趣旨及び内容であります。何とぞ、議員各位の御賛成をお願い申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) これより採決に入ります。まず、日程第二につき採決いたします。

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第三につき採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

日程第四 沿岸漁場整備開発法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(福田一君) 日程第四、沿岸漁場整備開発法の一部を改正する法律案、日程第五、漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長山崎平八郎君。

沿岸漁場整備開発法の一部を改正する法律案及び同報告書  
漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案及び同報告書  
〔本号末尾に掲載〕

〔山崎平八郎君登壇〕

○山崎平八郎君 たいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

最初に、両案の内容について申し上げます。まず、沿岸漁場整備開発法の一部を改正する法律案は、沿岸漁場の生産力の増進に資するため、水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成を計画的かつ効率的に推進する措置を講ずるとともに、沿岸漁場の安定的な利用関係の確保を図る措置を講じようとするものであります。

次に、漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案は、近年、密漁等が多発していることにかんがみ、両法に規定する罰金の額を十倍に引き上げる等の改正を行い、その発生を防止しようとするものであります。

両案は、去る三月二十九日提出され、同日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、両案につき、四月二十八日金子農林水産大臣から提案理由の説明を聴取した後、五月十一日審査を行い、同日質疑を終局し、直ちに採決の結果、両案とも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、両案に対し、それぞれ附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

国務大臣の発言(農業基本法に基づく昭和五十七年度年次報告及び昭和五十八年度農業政策、林業基本法に基づく昭和五十七年度年次報告及び昭和五十八年度林業政策並びに沿岸漁業等振興法に基づく昭和五十七年度年次報告及び昭和五十八年度沿岸漁業等の施策について)

○議長(福田一君) 農林水産大臣から、農業基本法に基づく昭和五十七年度年次報告及び昭和五十八年度農業政策、林業基本法に基づく昭和五十七年度年次報告及び昭和五十八年度林業政策並びに沿岸漁業等振興法に基づく昭和五十七年度年次報告及び昭和五十八年度沿岸漁業等の施策について発言を求められております。これを許します。農林水産大臣金子岩三君。

〔国務大臣金子岩三君登壇〕

○国務大臣(金子岩三君) 農業、林業及び漁業の各昭和五十七年度年次報告並びに昭和五十八年度年次報告について申し上げます。

第一に、農業について申し上げます。昭和五十六年度から五十七年度にかけて、経済が停滞する中で、農産物の需給は依然として緩和基調にあり、農産物の生産者価格は低迷しております。農家経済は、農業所得の低迷と兼業所得の伸び悩みにより、厳しい状況が続いております。

農業の生産性は、欧米諸国に比肩し得るテンポで向上してまいりましたが、稲作等土地利用型部門では、中小家畜等の部門に比べ立ちおくれしております。

一方、農産物の国際需給は、不安定要素が多く、中長期的には稜鏡を許さない状況にあります。農産物の市場開放問題への対応に当たっては、今後とも国際協調の立場を踏まえ、わが国農業の健全な発展との調和を図っていく必要があります。

他方、農村では、混住化、高齢化等が進行し、集落機能の低下や緑資源の培養に支障をもたらす

事態が生じております。

このような状況のもとで、今後の農政の重要課題は、農業の生産性向上、農業生産の再編成と総合的な食糧自給力の維持強化、農産物価格の安定と食品産業の体質強化、活力ある農村社会の建設と緑資源の維持培養に努めることとあります。

以上の観点から、昭和五十八年度には、土地利用型農業を中心とした構造政策等の推進、需要の動向に応じた生産性の高い農業の展開、農業技術の開発・普及と農業生産基盤の整備、豊かな食生活の保障と農産物価格の安定、活力ある農村の建設等の施策を推進することとしております。

第二に、林業について申し上げます。伐採、造林等の林業生産活動は、木材価格の低迷、林業経営費の増高等に起因して停滞しており、保育・間伐等の管理が適正に行われていない森林が増加しております。

また、木材産業は、住宅建設の引き続く不振等による木材需要の低迷から、依然不況に陥っております。

さらに、豪雪、台風、病害虫等による森林被害も目立っております。

このような状況のもとで、今後の林政の重要課題は、林業生産活動の活性化、山村の振興を通じた担い手の確保等を図り、森林管理の適正化と緑資源確保に努めることとあります。

以上の観点から、昭和五十八年度には、林道の開設等の生産基盤の整備、森林の持つ公益的機能の維持増進、林産物需給の安定及び流通加工の合理化、林業の担い手対策等の充実整備、国有林野事業の一層の改善合理化等の施策を推進することとしております。

第三に、漁業について申し上げます。最近のわが国漁業をめぐる情勢は、海洋新秩序の定着、水産物需要の伸び悩み、原油価格の高水準での推移等厳しいものがあります。漁業生産は、わが国周辺水域でのマイワシの好漁に支えられ、量的には引き続き増加してきておりますが、

漁業経営は、依然として厳しい状況が続いております。

このような状況のもとで、今後の水産行政の重要課題は、省エネルギーや生産構造の再編整備等による経営の脆弱性の克服、海洋新秩序の定着への対応、消費者ニーズに対応した水産物の供給に努めることとあります。

以上の観点から、昭和五十八年度には、経営安定対策、わが国周辺水域における漁業の振興、漁業生産基盤の整備、海洋水産資源の開発と海外漁場の確保、水産物の流通加工、消費対策等の施策を推進することとしております。

以上をもちまして、農業、林業及び漁業の各年次報告並びに講じようとする施策の概要の説明を終わります。(拍手)

国務大臣の発言(農業基本法に基づく昭和五十七年度年次報告及び昭和五十八年度農業政策、林業基本法に基づく昭和五十七年度年次報告及び昭和五十八年度林業政策並びに沿岸漁業等振興法に基づく昭和五十七年度年次報告及び昭和五十八年度沿岸漁業等の施策について)

○議長(福田一君) たいまの発言に対して質疑の通告があります。これを許します。小川国彦君。

〔小川国彦君登壇〕

○小川国彦君 私は、日本社会党を代表いたしまして、昭和五十七年度林業白書、漁業白書、農業白書について、質問いたしたいと存じます。

冒頭、激動する日本の政局に対応しつつも、ASEAN諸国との友好の外交に旅立たれ、元気に帰国されました中曾根総理に、党派や立場、見解は異なるものであります。御苦勞さまで申し上げます。三白書を通覧して痛感いたしますこと

は、戦後三十八年にわたる自民党政権の工業化中

昭和五十八年五月十二日 衆議院會議録第二十一号

農業基本法、林業基本法及び沿岸漁業等振興法に基づき昭和五十七年度年次報告及び昭和五十八年度施策についての  
発言に対する小川国彦君の質疑

六七〇

心による高度経済成長政策の弊害が、いかに第一次産業たる農業、漁業、林業への犠牲と荒廃をもたらしたかということでありませぬ。

まず、林業について言うならば、日本の林業の現状は、外材による圧迫と価格の低落によって最大の危機に見舞われており、林業生産者が再生産もできない状態に追い込まれております。すなわち、わが国の山林は、戦後、経済資源としてのみ利用され続けてまいりました。これが今日の林業の停滞と日本の山脈の荒廃を招いたと言っても過言ではありません。

いま、私たちは、日本の緑を経済資源という一面の考察から脱却して、国土の環境保全、国民の健康から見た緑の効用という面から、総合的に見直さなければならぬのではないのでしょうか。そこで、日本の林業経営のあり方と同時に、日本の緑の保全について、総理の将来計画を伺いたいたいであります。

さらに、漁業の実態はと見ますと、本来、零細で生産性の低い沿岸漁業が大勢を占めるわが国の漁業構造に加えて、最近油の高騰、二百海里時代の国際的規制等による経営の悪化から、現在、日本の漁業生産者は、年間二兆七千八百九十一億円の生産額に対し、二兆九千五百四十四億円と、年間生産額を上回る巨額の負債を背負って、全く行き詰まりの状態となっております。

この苦境を脱却するために、漁業者みずから減船、撤退を含む漁業構造再編成事業に取り組んでおりますが、これに対する政府の援助は融資助成のみで、きわめて不十分であります。そして、ここにも年間一兆五百億円の魚の輸入が商社の利権と化し、国内漁業生産者への大きな要因として存在するのであります。

こうした状態から、厳しい行き先不安を訴える国内漁業生産者に対し、漁業再建の根本的解決策はどこに求められるのか、政府の方針を伺いたいたいであります。

苦しみ、すなわち、低成長、減反、臨調行革等による内圧、加えて、外国農産物の輸入の自由化という外圧、この四重苦とも言うべき苦しみを背負っている姿が浮き彫りとなって指摘されております。特に、サミットを控えて、日米貿易摩擦を喧伝される中で、アメリカの農産物貿易自由化要求に対し、中曽根総理を初め関係閣僚が今後どう対処されるか、その態度がきわめて注目されているのであります。

そこで、私は、まず、日本に対し農産物貿易の自由化を求めるアメリカ及びECの国境保護措置について、中曽根総理及び外務、通産、農林水産の各大臣が具体的にどのような見解をお持ちなのか、承りたいのであります。

御承知のように、アメリカは、一九五五年三月五日、アイゼンハワー大統領、ベンソン農務長官の時代において、ガット史上前例のない、無期限で、かつ品目を特定しないウエーバー条項を獲得いたしました。その結果、アメリカは、ガット上の義務免除を得て、合法的に輸入制限を認められている酪農関連製品は十三品目、食肉については二品目、残存輸入制限品目の精製糖を加えますと、主要農産物において実に十六品目の輸入制限を行っているのであります。

中曽根総理、わが国はアメリカのガットウエーバーを単にアメリカの競争として見逃してよいのでありませうか。アメリカのガットウエーバー戦略といい、ECの課徴金制度といい、わが国農産物輸入制限の主張と、農業自立を守り農業保護の本質を求めるところにおいて、いささかも変わるものでないと考えますが、いかがでしょうか。

さらに、自由化に懸念される問題は、牛肉、オレソジの枠拡大によって、アメリカが日本の牛やミカンを減らそうとしていることとあります。もし、外国から三分の一の安い価格の牛肉を輸入したいがために、わが国で二百二十八万頭を数える牛を半分の百万頭に減らしてしまつた場合、牛は一年一産しか産まれないわけでありませぬ。

一度減らした牛は、もとの二百萬頭に戻すことは、十年かかっても容易に戻せないものであります。

同様に、三十万戸のミカン農家が栽培してきたミカンの木を一度切ってしまったら、桃クリ三年かキ八年のたもとでございませぬけれども、新たに木を植えて十年の歳月を待たなければ、果実の熟するもとのミカンの木はできないわけでありませぬ。

中曽根総理、農産物自由化要求という目先の苦しさに追われて、日本農業百年の大計を見失つてはならないと考えますが、この点いかがでしょうか。(拍手)

農業の主要な第二点は、日本の米について、日本の米づくりのあり方について総理の見解をただしたいのであります。

米は、中国において六千年、日本において二千年の歴史を有する民族固有の主要食糧であり、わが国食糧の中で一〇〇%の自給を確保しているものは、米をおいてないのであります。しかし、この米が三年連続の凶作に見舞われ、しかも、本年もまた異常な気象の予報に不安を生じています。自然の気象に依存した産業としての農業、その中の米づくりに関して四年連続凶作の懸念はないのか。凶作を克服する適切な経営管理、技術指導の方針は立てられているのか、本年度、来年度とも米不足の事態を引き起こすおそれはないのか、伺いたいたいであります。

米問題の第二は、米の備蓄の方針についてであります。

米の需給計画においても最も大切なことは、米の備蓄制度だと考えるのであります。しかし、米の需給計画を安上りに考えていく場合、単年度での需給均衡を考え、万一わが国で米不足の際には、アメリカで生産過剰となつて七百万トンの米を輸入したらという発想が生まれてくるわけでありませぬ。私は、まず、政府にこのような安易な米輸入を考える計画はないであらうと考えます

が、この際、ただしておきたいのであります。言うまでもなく、世界の先進諸国において、その主要食糧を備蓄するという制度は当然行われており、スイス、スウェーデン、ノルウェー、フィリピンなどの国々は、主要穀物としての小麦を数カ月分は備蓄するということを法律で定めているのであります。せめてわが国も、凶作、大災害、国際紛争などの不測の事態に備えて、主要食糧の米は一定の数量を備蓄しておくという制度は当然必要のことと考えるのであります。昭和五十年八月、政府が総合食糧政策の中で打ち出した二百萬トン備蓄の考え方はそのまま踏襲されているのか、あるいは新たな備蓄数量を考えているのか、政府の備蓄に対する見解を明らかにしていただきたいと存じます。(拍手)

米問題の第三点は、米に生きる私たち日本民族は、主食である米の生産組織を大切に子孫に引き継いでいく責務があるかと思ひます。

ところが、白書も示すとおり、最近若し層で米の消費が非常に減り、五十代、四十代、三十代と世帯が若返るにつれて米の消費が減少してきております。やはり米は日本型食生活の主食であり、理想であるとされ、欧米人の食生活にも愛好されつつあります。若い世代の人たちに民族二千年の主食、米に親しみ、米を愛していただくには、食習慣の出発点である学校給食で週三回の米飯給食を実現して、子供たちに特に人気のありますカレーライス、ハンバーグライスなどは大いにふやしていただく必要があると思ひますが、文部大臣、いかがでしょうか。(拍手)

また、日本の水田機能を維持していくためには、農政審判にも触れております他用途米の制度化についても、八月概算要求の時期を控えてどう具体化するのか、第三期対策の方針とあわせて、この際、明確にお示しいただきたいのであります。

最後に、私は、日本農業の現状と未来像について中曽根総理にただしたい。

いま日本農業を取り巻く状況は、農業就業者の減少、農業所得率の低下、収穫量の激増、農家負債の増大、細かい数字は申し上げませんが、どの一つをとっても深刻な問題ばかりであります。これでは農業に希望を失うばかりでなく、農業後継者もいなくなれば、せつかく残った後継者に嫌の来手もないということで、農業は衰退するばかりであります。日本農業の将来を担う青年に対して、このような農業をやれば農業で自立して暮らしていかすという日本農業の未来像、将来像を政府は真剣になって示すべきではないでしょうか。

中曽根総理は、機会あるごとに日本の将来、日本の未来について論じておられます。しかし、一國の将来を論ずるには、まず食糧のあり方を考えねばならないのではないのでしょうか。十年後の農業、農家、五十年後の農業、農家はかくあるべしという未来像をつくり上げておく必要があると存じますが、いかがお考えでありましょうか。

中曽根総理並びに関係閣僚の明確な答弁を期待して、私の質問を終わります。どうもありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣中曽根康弘君登壇〕  
○内閣総理大臣(中曽根康弘君) 小川議員の御質問にお答えをいたします。

まず、その前に、私のASBEAN訪問につきまして御懇篤なお言葉をいただきまして、謹んで感謝申し上げる次第であります。

まず第一は、わが国の林業政策のあるべき姿でございます。

森林は、木材供給機能に加えて、国土の保全、水資源の涵養あるいは自然環境の保全、形成等、きわめて多方面の公益的な機能を果たしているところでございます。このために、長期的視野に立って林業振興を図るとともに、国民各位の御理解と協力を得ながら、緑の資源の保護、森林を育てることは、わが国の林業政策の基本としてきわめて重視しておるところでございます。

昭和五十八年五月十二日 衆議院会議録第二十一号

最近、民有林の所有者等は、間伐も下刈りもできないような採算ベースになっており、また木材の輸入の重圧に苦しんでおるといふこともよく承知し、憂慮しておるところでございますが、これらの点につきまして十分配慮して、長期的観点に立って日本の林政を進展させてまいりたいと思っております。

政府におきましては、木と緑を大事にするという意味におきましても、植樹運動を起こそうというので、いま大々的に国民にお訴え申し上げておる次第でございます。(拍手)

次に、漁業構造再編事業の見直し、日本漁業再建について御質問をいただきました。

わが国漁業は、国民への動物性たん白の供給という点において大きな役割を担っており、今後とも非常に重要な食糧供給の分野であると思っております。

最近、二百海里問題出現以来、これらの問題について障害が出てきておりましたことはきわめて遺憾でございますが、外交活動あるいはその他のあらゆる活動ももちまして、これらの問題を解決し、この動物性たん白資源の供給に遺憾なきを期するように努力してまいりつものでございます。

次に、日米農産物交渉について御質問をさせていただきます。

このサミットにおきましては、恐らく世界経済再活性化の問題等の一般的な問題が討議されると思いますが、個々の農業問題について討議は行われたいとは思いますが、自由貿易体制の維持強化という問題は、これは討議されると思っております。

また、サミット前の日米首脳会談等におきましては、まだ議題は未定でございますが、いかなる問題が取り上げられるか、わかりません。

いずれにしても、牛肉及び柑橘の輸入問題につきましましては、私は、ことし一月、訪米前にすでに、牛肉及び柑橘の完全自由化はできないと言明をし、またアメリカにおきましても、閣僚協

るいは両議院におきましてそのことを言明して、この問題につきましましては、いままでの計画を実行していくということ、それから、この計画が期限が終了した場合には、両方の専門家の間におきまして静かな討議を行うことが望ましい、こういうことで、いまその静かな討議が行われ始めているということでございます。

一面におきましては、この食糧の安定供給の重要性、また一面におきましては、世界各国との友好関係というものも配慮しつつ、農業の重要性を認識しつつこの問題は打開してまいりたいと思っております。

また、アメリカ、EC等が自国の農業保護につきまして非常なる努力をしていることは私もよく承知をしておりるところであります。自国の農業問題については、一面において保護主義を強化し、また一面において外国に自由化を唱えるというのにはある意味においては矛盾であると思っております。わが国はわが国の利益を踏まえ、また、世界各国との友好関係も踏まえまして、粘り強く合理的解決を目指して努力していくつもりでございます。

次に、異常気象等に関して、米の備蓄等について御質問をいただきました。

三年間の不作という実情にかんがみまして、適地適品種の厳守、健苗の育成あるいは地域の営農の実態に即した気象変動に極力耐え得る安定性の高い稲作農業等を実現するために今後とも努力してまいります。(拍手)

米の備蓄につきましましては、その需給についていささかも不安を国民に与えることがないように適切な備蓄水準の確保に努力してまいります。わが国は瑞穂の国と言われるぐらいでございますが、当然国内で自給自足するということは政策の基本でございます。(拍手)

なお、日本農業の未来像について御質問をいただきましたが、すでに農政審議会からも長期展望について御報告をいただいております。

私は、かねがね、農業は生命産業であるということも言っておるわけでございます。豚を飼うのも牛を飼うのも、人間に対するのと同じような愛情がなければ豚も牛も成長できるものではございませんし、トマトにしてもイチゴにしても同じでございます。工業製品とはまるきり違いますが農業の実態でございます。そういう生命産業の本質をわきまえて、農業については特別に注意して政策をしていく必要があると思っております。

今後は、このいただきました報告に即しまして、一面において生産性の向上を図り、重要な動向に即した農業生産の再編成を進め、総合的な食糧自給力の維持強化に努力してまいりたいと思っております。さらに、農村における今日の混住社会の共同化、農業生産自体の環境の良好化につきましても私たちが努力してまいらなければならぬと思っております。

以下の答弁は関係閣僚からいたします。(拍手)  
〔国務大臣金子三三君登壇〕  
○国務大臣(金子三三君) 林業政策についてお答えいたします。

森林は、木材の供給という経済的機能のみならず、国土の保全、水資源の涵養、良好な自然環境の保全、形成などの公益的機能を通じ、国民生活にとつて重要な役割を果たしていると考えているところであります。このために、この国会において森林法等の改正が行われたところであります。これを契機に林業基盤の整備と林業生産活動の活性化を一層図るとともに、保安林の整備、治山事業の推進等を図ることとしております。森林の公益的機能が一層発揮されるよう各般の施策を推進してまいり所存であります。

さらに、長期的視点に立って林業の振興を図るとともに、国民各位の理解と協力を得ながら緑資源としての森林を守り育てることをわが国の林業政策の基本として今後とも努力してまいり所存

農業基本法、林業基本法及び沿岸漁業等振興法に基づき昭和五十七年度年次報告及び昭和五十八年度施策についての

昭和五十八年五月十二日 衆議院会議録第二十一号 農業基本法、林業基本法及び沿岸漁業等振興法に基づく昭和五十七年度年次報告及び昭和五十八年度施策についての発言に対する小川国彦君の質疑

でございます。

次に、漁業政策について申し上げます。今後わが国漁業の再活性化を図るためには、漁業生産構造の再編整備等を進めることが重要と考えております。そのために、特定漁業生産構造再編推進事業等の推進に当たっては、漁業者の自主的な取り組みを促しつつ、これに必要な融資枠の確保や助成の効率的な実施に努めてまいり所存であります。

水産物の輸入については、国内生産で賄い切れないものについては、ある程度輸入に依存せざるを得ませんが、水産物輸入制度の適切な運用により、今後とも国内漁業に悪影響を与えないよう対処してまいり所存であります。

わが国漁業の一層の発展を図るためには、遠洋、沖合い、沿岸の各漁業のバランスある発展が重要であります。これに必要な生産、流通、加工、消費にわたる各般の施策の総合的な実施に努めてまいり所存であります。

日米農産物貿易問題についてであります。

日米農産物交渉に当たっては、農林水産委員会における昨年四月の決議及び十二月の申し入れの、農業者が犠牲とならないよう対処するとの趣旨を体して、慎重に対処してまいり所存であります。

元来、農業は、工業の場合と異なり、土地等の自然的条件の制約があるとともに、それに加えて、自然環境や国土資源の保全等の機能があるなど、単なる経済ベースだけで対応し得ない多くの側面があります。このため、農産物貿易に関して、欧米各国とも相当な国境保護措置を講じております。わが国においても、諸外国の例にあるように、農産物の輸入については、関税、輸入数量割り当て等によって、わが国の農業生産や農家経済の安定に不測の悪影響を与えないよう十分配慮してまいり所存であります。

米の需給問題について申し上げます。

まず、米の生産については、最近の三年不作という実情にかんがみ、本年度はすでに適地適品種

の厳守、健苗の育成等の技術指導を行ってきたところであります。今後とも、地域の営農の実態に即して、気象の変動に極力耐え得る安定性の高い稲作を実現するよう、所要の指導に努めてまいり所存であります。

米の需給についてであります。本年度は、これまでの持ち越し米、大量の新米等により、全く問題はありませぬ。また、来年度についても、本年度の転作目標面積の緩和措置により、在庫積み増しを計画したところでありませぬ。国民に不安を与えることのないように対処してまいり所存であります。

備蓄問題については、かねて種々論議されてまいり所存であります。将来の需給動向等を勘案しつつ、来年以降の米需給均衡化対策の一環として、今後適切な備蓄水準を保つよう、現在鋭意検討を進めてまいり所存であります。

なお、米はわが国農業にとって基幹となる作物であるとともに、国民にとって最も重要な食糧であります。当然国内で自給することを基本としてまいり所存であります。

米の消費拡大については、米の需給均衡を図るとともに、米を中心とした日本型食生活の定着を図ること等を基本として、各般にわたる施策を推進してまいり所存であります。学校給食への米飯導入についても、その拡大に努めてまいり所存であります。

さらに、他用途利用米については、水田の持つ高い生産力の有効利用を図れることや、緊急時に食糧供給の安定に寄与すること、また作付規模の拡大等を通じて稲作の生産性の向上に寄与する等の意義があります。しかしながら、反面、収益性がきわめて低いことや、主食用の米との識別が困難なため、不正規流通のおそれがあること等の問題があり、このような意義や問題点を踏まえつつ、水田利用再編第三期対策との関連において、現在検討を進めてまいり所存であります。

最後に、農業の未来像についてお答えいたします。

す。

わが国農業は、食糧の安定供給を初め、健全な地域社会の形成、国土、自然環境の保全等、国民経済、国民生活にきわめて重要な役割を果たしてまいり所存であります。今後とも、このような農業の役割が適切かつ効率的に発揮されるよう、農業の長期的展望と農政の進むべき方向を明らかにした先般の農政審議会の報告に即しつつ、生産性の向上を基本とした総合的な食糧自給力の維持強化に努めてまいり所存であります。(拍手)

〔国務大臣後藤田正晴君登壇〕

○国務大臣(後藤田正晴君) お答えを申し上げます。

御質疑の第一点は、日米貿易摩擦の中でも特に農産物自由化が大きな問題となっていることの際にサミットが開かれるわけだけれども、わが国としては一体どういう対応方針を持って臨むのか、こういう御質疑でございますが、今回のサミットにおきましては、世界経済の活性化のために、保護貿易主義の傾向を抑えて、自由貿易体制の維持強化という観点から、貿易問題全般について討議されるというところは予想されておりますけれども、日米農産物自由化問題等の個別問題が取り上げられるかどうかということについては、先ほど総理の御答弁がございましたように、取り上げられるとは予想をいたしておりませぬ。

ちなみに、農産物をめぐる日米間の問題につきましては、日米の友好関係及び自由貿易体制の維持強化、こういう観点から、わが国といたしまして一層の市場開放に向けて努力をする必要はある、こう考えますけれども、農産物につきましてはやはりわが国にはわが国固有の困難な事情もございます。これら両者の兼ね合いを十分に考えながら、国民的な要望、期待にこたえるように適切に対処をしていくつもりでございます。

第二の御質問は、アメリカ、E.C.、それぞれ自国農業については輸入制限措置をとっておるのではないかと、わが国も自国農業を保護するために国境

措置が必要であると考えますが、外務大臣、どう考えるのだ、こういう御質問でございますが、各国とも農業の分野では、御質疑のように、それぞれの立場、固有の事情がございますから、やはり国境措置をとっておるのが現状でございます。

そこで、このことと自由貿易推進の要請、このバランスをどのように図っていくのか、これが私は今日の国際貿易上の大きな課題となっております。ましては、農産物貿易問題に対処していくに当たっては、関係国との友好関係、これに留意しながら、わが国の需給動向、こういうものをも踏まえまして、食糧の安定供給という重要な役割を果たしてまいりますわが国農業の健全な発展と貿易立国というこの国益との間に調和ある姿を探求していくという基本的な立場を政府としてはとっておるつもりでございます。

また、現在、ガット等の国際的な場において行われつつある農産品貿易の検討作業におきましても、いま申し上げました立場から対処をしていく所存でございます。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣瀬戸山三男君登壇〕

○国務大臣(瀬戸山三男君) 小川さんの御質問にお答えいたします。

学校給食で米飯給食を拡充する必要があるという小川さんの御意見、全く同感であります。五十年一度から実施しておるわけでございますが、目標を大体週二回、こういうこととして努力をしておりますが、昭和五十七年五月で、おおよそその目標に達したという現状でございます。

今後は、仰せのとおり週三回実施することを目標にして、六十年代の初期にはぜひこれを現実したい、こういうことで努力をしてみたい、かように考えております。(拍手)

○議長(福田一君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(福田一君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時二分散会

出席國務大臣

- 内閣総理大臣 中曾根康弘君
- 外務大臣臨時代理 後藤田正晴君
- 國務大臣 後藤田正晴君
- 文部大臣 瀬戸山三男君
- 農林水産大臣 金子 岩三君
- 郵政大臣 松垣徳太郎君

○朗読を省略した議長の報告

(通知書受領)

一、昨十一日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。  
 特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法  
 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律  
 浄化槽法

社会福祉事業法の一部を改正する法律  
 簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律  
 公衆電気通信法の一部を改正する法律  
 肥料取締法の一部を改正する法律  
 恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律

(報告書及び文書受領)

一、去る十日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。  
 観光基本法第五條第一項の規定に基づく昭和五十七年度観光の状況に関する年次報告  
 観光基本法第五條第二項の規定に基づく昭和五十八年度において講じようとする観光政策につ

いての文書  
 一、去る十日、内閣から次の報告書を受領した。第九十七回国会衆議院において採択された請願の処理経過  
 (政府委員承認)  
 一、去る十日、福田議長は、齋藤内閣総理大臣臨時代理申し出の次の者を、第九十八回国会政府委員に任命することを承認した。  
 公書等調整委員会事務局長 海老原義彦  
 (政府委員任命)

一、去る十日、齋藤内閣総理大臣臨時代理から福田議長あて、十日議長において承認した海老原義彦を、同日第九十八回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。  
 (常任委員辞任及び補欠選任)  
 一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
 内閣委員

- |        |        |    |        |
|--------|--------|----|--------|
| 辞任     | 亀井 善之君 | 補欠 | 小沢 一郎君 |
| 農林水産委員 |        | 補欠 | 中島源太郎君 |
| 辞任     | 上草 義輝君 | 補欠 | 城地 豊司君 |
|        | 中島源太郎君 | 補欠 | 上草 義輝君 |
|        | 城地 豊司君 | 補欠 | 申原 義直君 |
| 商工委員   |        | 補欠 | 申原 義直君 |
| 辞任     | 植竹 繁雄君 | 補欠 | 高村 正彦君 |
|        | 中島源太郎君 | 補欠 | 桜井 新君  |
|        | 城地 豊司君 | 補欠 | 小川 国彦君 |
|        | 中村 重光君 | 補欠 | 吉原 米治君 |
|        | 小川 国彦君 | 補欠 | 城地 豊司君 |
|        | 小沢 一郎君 | 補欠 | 中川 秀直君 |
|        | 高村 正彦君 | 補欠 | 植竹 繁雄君 |
|        | 桜井 新君  | 補欠 | 中島源太郎君 |
|        | 吉原 米治君 | 補欠 | 中村 重光君 |

運輸委員  
 辞任  
 小林 恒人君  
 中村 重光君  
 科学技術委員  
 辞任  
 山本 幸一君  
 山原健二郎君  
 五十嵐広三君  
 栗田 翠君  
 環境委員  
 辞任  
 水田 稔君  
 山本 幸一君  
 水田 稔君  
 一、昨十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
 法務委員  
 辞任  
 今枝 敬雄君  
 亀井 静香君  
 木村武千代君  
 櫻野 泰二君  
 石田 博英君  
 佐藤 隆君  
 渡辺 省一君  
 長谷川正三君  
 文教委員  
 辞任  
 長谷川正三君  
 有島 重武君  
 小川 国彦君  
 吉浦 忠治君  
 農林水産委員  
 辞任  
 石田 博英君  
 小里 貞利君  
 川田 正則君  
 佐藤 隆君

- |    |        |
|----|--------|
| 補欠 | 浦野 依興君 |
| 補欠 | 横手 文雄君 |
| 補欠 | 渡辺 省一君 |
| 補欠 | 小里 貞利君 |
| 補欠 | 川田 正則君 |
| 補欠 | 石田 博英君 |
| 補欠 | 佐藤 隆君  |
| 補欠 | 神田 厚君  |
| 補欠 | 神田 厚君  |
| 補欠 | 横手 文雄君 |
| 補欠 | 渡辺 省一君 |
| 補欠 | 小里 貞利君 |
| 補欠 | 川田 正則君 |
| 補欠 | 石田 博英君 |
| 補欠 | 佐藤 隆君  |
| 補欠 | 神田 厚君  |

一、昨十一日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。  
 林業労働法案  
 (議案付託)  
 一、去る十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。  
 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号) 地方行政委員会 付託  
 国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合法等の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五三三号) 大蔵委員会 付託  
 一、去る十日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。  
 林業労働法案(目黒今朝次郎君外六名提出、参法第六号)(予) 社会労働委員会 付託  
 (議案送付)  
 一、去る十日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。  
 酪農振興法の一部を改正する法律案

一、昨十一日、委員長から提出した議案は次のとおりである。  
 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案(通信委員長提出)  
 医学及び歯学の教育のための献体に関する法律案(文教委員長提出)  
 (議案受領)  
 一、去る十日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。  
 林業労働法案  
 (議案付託)  
 一、去る十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。  
 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号) 地方行政委員会 付託  
 国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合法等の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五三三号) 大蔵委員会 付託  
 一、去る十日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。  
 林業労働法案(目黒今朝次郎君外六名提出、参法第六号)(予) 社会労働委員会 付託  
 (議案送付)  
 一、去る十日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。  
 酪農振興法の一部を改正する法律案

一、去る十日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。  
 林業労働法案  
 (議案付託)  
 一、去る十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。  
 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号) 地方行政委員会 付託  
 国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合法等の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五三三号) 大蔵委員会 付託  
 一、去る十日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。  
 林業労働法案(目黒今朝次郎君外六名提出、参法第六号)(予) 社会労働委員会 付託  
 (議案送付)  
 一、去る十日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。  
 酪農振興法の一部を改正する法律案

昭和五十八年五月十二日 衆議院会議録第二十一号 朗読を省略した議長の報告

昭和五十八年五月十二日 衆議院會議録第二十二号

朗読を省略した議長の報告 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案

六七四

家畜改良増殖法の一部を改正する法律案  
臨時行政改革推進審議会設置法案  
外国事業者による型式承認等の取得の円滑化のための関係法律の一部を改正する法律案

一、今十二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。  
有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案(通信委員長提出)

医学及び歯学の教育のための献体に関する法律案(文教委員長提出)

(議案通知書受領)

一、昨十一日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。  
浄化槽法案  
社会福祉事業法の一部を改正する法律案

一、昨十一日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。  
特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法案  
駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案  
公衆電気通信法の一部を改正する法律案  
肥料取締法の一部を改正する法律案  
恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

朗読を省略した議長の報告 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案

ダンブカーによる輸送秩序の確立に関する質問主意書(竹内猛君提出)

有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案  
右の議案を提出する。  
昭和五十八年五月十一日

提出者 通信委員長 左藤 恵

有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律

(有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律の一部改正)

第一条 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。  
第三条の次に次の一条を加える。  
(有線電気通信設備の使用)

第三条の二 有線ラジオ放送の業務を行う者は、その設置に関し必要とされる道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十二条第一項若しくは第三項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む)の許可その他法令に基づき処分を受けないで設置されている有線電気通信設備又は所有者等の承諾を得ないで他人の土地若しくは電柱その他の工作物に設置されている有線電気通信設備によつて有線ラジオ放送をしてはならない。

第八条に次の一項を加える。  
2 郵政大臣は、第三条の二の規定に違反する行為であつて道路法の違反に係るものについては、あらかじめ、その旨を建設大臣に通知するものとする。この場合において、建設大臣は、郵政大臣に対し、当該道路法の違反に関する意見を述べることができる。  
第九条の次に次の一条を加える。  
(資料の提供その他の協力)

第九条の二 郵政大臣は、第三条の二の規定に違反に係る有線電気通信設備の設置の状況等について、道路管理者(道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう)その他の関係行政機関及びその他の関係者から資料の提供その他の協力を求めることができる。  
第十二条中「第八条」を「第八条第一項」に改める。  
第十四条中「左の」を「次の」に改め、同条第四号中「第八条」を「第八条第一項」に改める。  
(有線テレビジョン放送法の一部改正)

第二条 有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。  
(有線テレビジョン放送施設の使用)

第十二条の二 有線テレビジョン放送事業者は、その設置に関し必要とされる道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十二条第一項若しくは第三項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む)の許可その他法令に基づき処分を受けないで設置されている有線テレビジョン放送施設又は所有者等の承諾を得ないで他人の土地若しくは電柱その他の工作物に設置されている有線テレビジョン放送施設によつて有線テレビジョン放送をしてはならない。  
第二十五条第二項中「第十二条後段」の下に「第十二条の二」を加え、同条に次の一項を加える。  
3 郵政大臣は、第十二条の二の規定に違反する行為であつて道路法の違反に係るものについては、あらかじめ、その旨を建設大臣に通知するものとする。この場合において、建設大臣は、郵政大臣に対し、当該道路法の違反に関する意見を述べることができる。  
第三十条の次に次の一条を加える。  
(資料の提供その他の協力)

第三十条の二 郵政大臣は、第十二条の二の規定に違反に係る有線テレビジョン放送施設の設置の状況等について、道路管理者(道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう)その他の関係行政機関及びその他の関係者から資料の提供その他の協力を求めることができる。  
附則  
この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

理由  
有線ラジオ放送及び有線テレビジョン放送の秩序を確保するため、有線ラジオ放送又は有線テレビジョン放送の業務を行う者が違法に設置されている有線電気通信設備を使用して有線ラジオ放送

有線ラジオ放送及び有線テレビジョン放送の秩序を確保するため、有線ラジオ放送又は有線テレビジョン放送の業務を行う者が違法に設置されている有線電気通信設備を使用して有線ラジオ放送

有線ラジオ放送及び有線テレビジョン放送の秩序を確保するため、有線ラジオ放送又は有線テレビジョン放送の業務を行う者が違法に設置されている有線電気通信設備を使用して有線ラジオ放送

有線ラジオ放送及び有線テレビジョン放送の秩序を確保するため、有線ラジオ放送又は有線テレビジョン放送の業務を行う者が違法に設置されている有線電気通信設備を使用して有線ラジオ放送

有線ラジオ放送及び有線テレビジョン放送の秩序を確保するため、有線ラジオ放送又は有線テレビジョン放送の業務を行う者が違法に設置されている有線電気通信設備を使用して有線ラジオ放送

有線ラジオ放送及び有線テレビジョン放送の秩序を確保するため、有線ラジオ放送又は有線テレビジョン放送の業務を行う者が違法に設置されている有線電気通信設備を使用して有線ラジオ放送

有線ラジオ放送及び有線テレビジョン放送の秩序を確保するため、有線ラジオ放送又は有線テレビジョン放送の業務を行う者が違法に設置されている有線電気通信設備を使用して有線ラジオ放送

有線ラジオ放送及び有線テレビジョン放送の秩序を確保するため、有線ラジオ放送又は有線テレビジョン放送の業務を行う者が違法に設置されている有線電気通信設備を使用して有線ラジオ放送



又は有線テレビジョン放送を行うことを禁止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

学校教育法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十八年三月十八日

内閣総理大臣 中曾根康弘

学校教育法の一部を改正する法律

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第五十五条に次の一項を加える。

獣医学を履修する課程については、第一項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、六年とする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 次の各号の一に該当する者については、改正後の学校教育法第五十五条第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 昭和五十九年三月三十一日に大学において獣医学を履修する課程に在学し、引き続き当該課程に在学する者

二 前号に掲げる者のほか、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に大学に在学し、施行日以後に大学において獣医学を履修する課程に在学することとなつた者で監督庁が定

めるもの

(獣医師法の一部改正)

3 獣医師法(昭和二十四年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一号中「卒業し、かつ、同法に基づき大学院において獣医学の修士の課程を修了した者」を「卒業した者」に改める。

(獣医師国家試験の受験資格に係る経過措置)

4 施行日前に改正前の学校教育法に基づき大学に在学した者(施行日以後に改正後の学校教育法第五十五条第四項の規定による獣医学の正規の課程を修めて大学を卒業した者を除く。)については、改正後の獣医師法第十二条第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

理由

大学における獣医学教育の改善を図るため、獣医学を履修する課程の修業年限を六年とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的  
本案は、大学における獣医学教育の改善を図るため、獣医学を履修する課程の修業年限を六年とするもので、その要旨は次のとおりである。

1 大学において獣医学を履修する課程の修業年限四年を六年とすること。  
2 前項の改正に伴い獣医師法の一部を改正し、獣医師国家試験の受験資格を、大学にお

いて獣医学の正規の課程を修めて卒業し、かつ、大学院において獣医学の修士の課程を修了した者から、大学において獣医学の正規の課程を修めて卒業した者とする。この法律は、昭和五十九年四月一日から施行することとする。所要の経過措置を定めること。

二 議案の可決理由

大学における獣医学教育の改善を図るため、獣医学を履修する課程を六年とすることは、適切であると認め、本案は、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

昭和五十八年五月十一日

文教委員長 葉梨 信行

衆議院議長 福田 一殿

医学及び歯学の教育のための献体に関する法律案

右の議案を提出する。

昭和五十八年五月十一日

提出者

文教委員長 葉梨 信行

医学及び歯学の教育のための献体に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、献体に関して必要な事項を定めることにより、医学及び歯学の教育の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「献体の意思」とは、自

己の身体を死後医学又は歯学の教育として行われる身体の正常な構造を明らかにするための解剖(以下「正常解剖」という。)の解剖体として提供することを希望することをいう。

(献体の意思の尊重)

第三条 献体の意思は、尊重されなければならない。

(献体に係る死体の解剖)

第四条 死亡した者が献体の意思を書面により表示しており、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、その死体の正常解剖を行おうとする者は、死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号)第七条本文の規定にかかわらず、遺族の承諾を受けることを要しない。

一 当該正常解剖を行おうとする者の属する医学又は歯学に関する大学(大学の学部を含む。)の長(以下「学校長」という。)が、死亡した者が献体の意思を書面により表示している旨を遺族に告知し、遺族がその解剖を拒まない場合  
二 死亡した者に遺族がない場合  
(引取者による死体の引渡し)  
第五条 死亡した者が献体の意思を書面により表示しており、かつ、当該死亡した者に遺族がない場合においては、その死体の引取者は、学校長から医学又は歯学の教育のため引渡しの要求があつたときは、当該死体を引き渡すことができる。

(記録の作成及び保存等)

第六条 学校長は、正常解剖の解剖体として死体を受領したときは、文部省令で定めるところにより、当該死体に関する記録を作成し、これを

保存しなければならない。  
 2 文部大臣は、学校長に対し、前項の死体に關し必要な報告を求めることができる。  
 (指導及び助言)

第七条 文部大臣は、献体の意思を有する者が組織する団体に対し、その求めに応じ、その活動に關し指導又は助言をすることができる。  
 (国民の理解を深めるための措置)

第八条 国は、献体の意義について国民の理解を深めるため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。  
 附則  
 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

理由

医学及び歯学の教育の向上に資するため、献体の意思が尊重されるべきことを定め、献体に係る死体の解剖の要件を緩和し、献体の意義について国民の理解を深める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

沿岸漁場整備開発法の一部を改正する法律案

右

昭和五十八年三月二十九日

内閣総理大臣 中曽根康弘

沿岸漁場整備開発法の一部を改正する法律  
 沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「推進するための措置」の下に「並びに水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の

育成を計画的かつ効率的に推進するための措置」を加え、「水産動物の育成を図り沿岸漁場としての生産力を増進するための事業を推進する」を「沿岸漁場の安定的な利用関係の確保を図るための措置を講ずる」に改める。  
 第六条の前の見出し、同条及び第七条を次のように改める。  
 (基本方針)

第六条 農林水産大臣は、沿岸漁場の生産力の増進に資するため、沿岸漁業等振興審議会の意見を聴いて、政令で定めるところにより、水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に關する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。  
 一 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に關する基本的な指針及び指標  
 二 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に關する事項  
 三 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に關する重要事項

3 基本方針は、沿岸漁場における水産資源の動向並びに沿岸漁業の生産性の向上及びその生産の増大の見通しに即しつつ、沿岸漁場の総合的な利用の方向及び沿岸漁場整備開発事業の実施の動向に配慮して定めるものとする。

4 農林水産大臣は、基本方針を定めるときは、これを公表しなければならない。  
 第七条 農林水産大臣は、沿岸漁業に係る漁業事情、経済事情等に変動があつたため必要があるときは、基本方針を変更することができる。

2 前条の規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。  
 第七条の次に次の見出し及び二条を加える。  
 (基本計画)

第七条之二 都道府県は、その区域に屬する水面(漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第八條第三項に規定する内水面を除く。以下同じ。)における沿岸漁場の生産力の増進に資するため、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、政令で定めるところにより、水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に關する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めることができる。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、基本方針の内容と調和するものでなければならない。  
 一 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に關する指針  
 二 その種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類  
 三 前号の種類ごとの水産動物の種苗の放流数量の目標  
 四 特定水産動物育成事業(特定水産動物(水産動物のうち沿岸漁場整備開発事業で水産動物の育成のために実施されるものに係るもの又は生産された水産動物の種苗の放流に係るもの)をいう。以下同じ。)の種苗の放流及び当該放流に係る特定水産動物の育成を行う事業その他の特定水産動物の育成を行う事業で、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会(以下「漁業協同組合等」という。)が当該事業を効率的に実施するために必要とされる水面(以下「育成水面」という。)の区域内において育成水面の利用に關する規則(以下「育成水面利用規則」という。)を定めることにより従い実施するものをいう。以下同じ。)に關し次に掲げる事項

イ 第二号の種類のうち特定水産動物育成事業の対象とすべき水産動物が屬するもの  
 ロ 特定水産動物育成事業に關する指標  
 ハ 育成水面の区域を定める基準となるべき事項  
 五 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に關する事項  
 六 第二号の種類に屬する水産動物の放流後の育成、分布及び採捕に係る調査に關する事項  
 七 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に關し必要な事項

3 基本計画においては、前項に掲げる事項のほか、放流効果実証事業(生産された水産動物の種苗の放流等を行うことにより当該放流に係る水産動物の増殖による漁業生産の増大に係る経済効果を実証するとともにその成果を漁業協同組合等に対し普及する事業をいう。以下同じ。)に關し次に掲げる事項を定めることができる。  
 この場合において、その内容は、基本方針の内容と調和するものでなければならない。

一 前項第二号の種類のうち放流効果実証事業の対象とすべき水産動物が屬するもの  
 二 放流効果実証事業に關する指標

4 都道府県は、第二項第四号ハに掲げる事項については、漁場としての水面の利用以外の水面の利用の状況に配慮して基本計画を定めるものとする。

5 国は、都道府県の求めに及び、基本計画の作成に必要の助言又は指導を行うことができる。

6 都道府県は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

7 都道府県は、沿岸漁業に係る漁業事情、水面の利用の状況等に変動があつたため必要があるときは、基本計画を変更することができる。

2 前条の規定は、前項の規定による基本計画の変更について準用する。

8 前条の前の見出しを「特定水産動物育成事業の認可等」に改め、同条第一項中「漁業協同組合又は漁業協同組合連合会(以下「漁業協同組合等」といふ)は、特定水産動物を育成水面の区域内において育成水面の利用に関する規則で定めるところに従い育成する事業(以下「特定水産動物育成事業」といふ)を行おう」とを「漁業協同組合等は、特定水産動物育成事業を実施しよう」に改め、同条第二項第一号中「当該育成水面の区域内において育成すべき」を「特定水産動物育成事業の対象とする」に改め、同条第三号中「特定水産動物を育成する事業」を「特定水産動物育成事業」に改める。

9 前条に見出しとして「(組合員等の同意)」を付する。

10 前条に見出しとして「(特定水産動物育成事業に係る意見の聴取)」を付する。

11 前条に見出しとして「(特定水産動物育成事業の認可の基準)」を付し、同条中「各号」を「各号のいずれにも」に改め、同条第一号中「特定水産動物育成基本方針」を「基本計画(第七条の二第二項第一号及び第四号に掲げる事項に係る部分に限

る)」に改め、同条第二号中「を育成する」との育成(当該申請に係る特定水産動物育成事業においてその種苗の放流を行う場合にあつては、放流を含む)を行う」に改める。

12 前条に見出しとして「(育成水面の区域の変更等)」を付する。

13 前条に見出しとして「(特定水産動物育成事業の適切な実施等)」を付する。

16 前条中「及び特定水産動物育成事業」を「特定水産動物育成事業及び放流効果実証事業」に改め、同条を第二十八条とする。

15 前条中「特定水産動物育成事業」の下に「及び放流効果実証事業」を加え、同条を第二十七条とする。

14 前条の次に次の十二条を加える。

(指定)

15 都道府県知事は、第七条の二第三項の規定により基本計画において放流効果実証事業に関し同項に掲げる事項を定めたときは、その管轄に属する水面において水産動物の種苗の放流を行おうとする者で次に掲げる要件を備えるものを、その申請により、当該都道府県に一律限つて、当該都道府県において放流効果実証事業を実施する者として指定することができる。

一 申請者が放流効果実証事業の実施を目的とする民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であること。

二 申請者が放流効果実証事業を適正かつ確実に実施することができるものと認められる者であること。

三 申請者が第二十三条第一項の規定により指

定を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者でないこと。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた法人(以下「指定法人」といふ)の名称及び主たる事務所の所在地を公示しなければならない。

3 指定法人は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定法人の業務)

16 指定法人は、次に掲げる業務を適正かつ確実に実施しなければならない。

一 第七条の二第三項第一号に規定する水産動物の種類に属する水産動物の生産された種苗の放流を行うこと。

二 前号の放流に係る水産動物の増殖による漁業生産の増大に係る経済効果を実証すること。

三 水産動物を採捕する者に対し前号の水産動物の育成を助長するためにその採捕に関し必要な協力を要請すること。

四 特定水産動物育成事業の実施を促進するため漁業協同組合等に対し第二号に掲げる業務による成果を普及すること。

(業務実施計画の認可等)

17 指定法人は、その定めるところに従い前条の業務を実施するための計画(以下「業務実施計画」といふ)を作成し、都道府県知事の認

可を受けなければならない。

2 業務実施計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 放流効果実証事業の対象とする水産動物の種類

二 前号の種類ごとの水産動物の種苗の放流場所、放流時期、放流数量その他の放流の実施に関する事項

三 前条第二号から第四号までに掲げる業務の実施に関する事項

3 指定法人は、第一項の認可を受けようとするときは、その申請に係る業務実施計画の定めるところに従い実証しようとする前条第二号の経済効果に関する資料その他の農林水産省令で定める書類を申請書に添えて都道府県知事に提出しなければならない。

(業務実施計画に係る意見の聴取)

18 都道府県知事は、前条第一項の認可の申請があつたときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

19 都道府県知事は、第十七条第一項の認可の申請に係る業務実施計画が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 業務実施計画が基本計画(第七条の二第二項第一号及び第三号並びに第三項に掲げる事項に係る部分に限る)の内容に適合するものであること。

二 業務実施計画が第十六条に掲げる業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

三 業務実施計画が当該都道府県の区域に属する沿岸漁場の総合的な利用の見地からみて適切なものであること。

四 業務実施計画に係る放流場所において当該業務実施計画に係る第十七条第二項第一号の種類の属する特定水産動物を対象とする特定水産動物育成事業が実施されておらず、かつ、近く実施される見込みがないこと。

(業務実施計画の変更)

第二十条 指定法人は、その業務実施計画を変更するには、都道府県知事の認可を受けなければならない。ただし、その変更が農林水産省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 第十七条第三項、第十八条及び前条の規定は、前項の認可について準用する。

(事業報告書等の提出)

第二十一条 指定法人は、毎事業年度経過後三月以内に、放流効果実証事業に係る事業報告書及び収支決算書(放流効果実証事業に協力する者が任意に提出した金銭(以下「協力金」という。)を收受したときは、協力金に関する収支の明細を記載した書面を含む。)を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

(報告徴収及び改善命令)

第二十二条 都道府県知事は、放流効果実証事業の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、その業務に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定法人に対し、その業務の方法の改善に関し必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

一 指定法人が第十五条第三項、第十七条第一項、第二十条第一項又は前条の規定に違反した場合

二 次に掲げる場合その他指定法人が放流効果実証事業を適正かつ確実に実施していないと認められる場合

イ 指定法人が第十七条第一項又は第二十条第一項の認可に係る業務実施計画で定めるところに従い第十六条の業務を実施しているところと認められない場合

ロ 第十七条第一項又は第二十条第一項の認可に係る業務実施計画が、当該認可後沿岸漁業に係る漁業事情、水面の利用の状況等に変動があつたため、第十九条各号のいずれかに該当しなくなつたと認められる場合

ハ 指定法人が協力金を放流効果実証事業以外の使途に充てた場合

(指定の取消し)

第二十三条 都道府県知事は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第十五条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

一 指定法人が解散したとき、その他指定法人が第十五条第一項第一号に規定する法人に該当しなくなつたとき。

二 指定法人が前条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 指定法人が前条第二項の規定による命令に違反したとき。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定の取消しをしようとするときは、当該指定の取消しに係る指定法人に弁明する機会を与えなければならない。

ならない。この場合において、都道府県知事は、当該指定法人に対し、あらかじめ、書面をもつて、弁明をすべき日時、場所及び当該指定の取消しに係る事由を通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第十五条第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(漁場利用協定の締結に係る勧告)

第二十四条 漁業協同組合等が次に掲げる団体に對し、又はその団体が漁業協同組合等に対し、漁場(漁業法第八条第三項に規定する内水面に属するものを除く。以下同じ。)の安定的な利用関係の確保に必要な事項で当該協定に掲げられたもの遵守につきそれぞれ該団体の構成等を含む。)の構成員を指導すべきことを内容とする協定(以下「漁場利用協定」という。)の締結のため交渉をした旨の申出を案を示してした場合において、当該申出の相手方が交渉に応じないときは、当該申出をしたものは、当該漁場利用協定に係る漁場の属する水面を管轄する都道府県知事(以下単に「都道府県知事」という。)に対し、当該申出の相手方が当該交渉に応ずべき旨の勧告をするよう申請することができる。

締結した漁場利用協定の一方の当事者が他方の当事者に対し案を示してその変更のため交渉をした旨の申出をしたときも、同様とする。

一 その構成員となる資格の主なものを釣りによつて水産動物を採捕する者を船舶により漁場に案内する事業を営む者であることとして

いる団体

二 その構成員となる資格の主なものを釣りによつて水産動物を採捕する者であることとして

いる団体(漁業協同組合等その他その構成員となる資格の主なものを漁業法第二条第二項に規定する漁業者又は漁業従事者であることとして

いるものを除く。)

2 都道府県知事は、前項の規定による申請があつた場合において、同項の申出に係る漁場が優れた沿岸漁場であり、かつ、当該漁場の安定的な利用関係確保するため必要があると認めるときは、当該申出の相手方に対し、同項の勧告をすることができる。

(漁場利用協定の届出)

第二十五条 漁場利用協定を締結した当事者は、農林水産省令で定めるところにより、当該漁場利用協定の内容を都道府県知事に届け出ることができる。これを変更したときも、同様とする。

(紛争に係るあつせん)

第二十六条 前条の規定による届出のあつた漁場利用協定の遵守につきその当事者間に紛争が生じた場合において、当該当事者がその解決のため努力したにもかかわらず協議が調わないときは、当該当事者の双方又は一方は、都道府県知事に対し、農林水産省令で定めるところにより、その遵守につきあつせんを申請することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る漁場が優れた沿岸漁場であり、かつ、当該漁場の安定的な利用関係確保するため必要があると認めるときは、あつせんをすることができる。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

2 この法律の施行の際改正前の第八條第一項又は第十二條第一項の認可を受けて改正前の第八條第一項の特定水産動物育成事業を実施している漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、当該特定水産動物育成事業に係る改正後の第八條第一項の認可を受けたものとみなす。

理由

最近における沿岸漁業を取り巻く諸情勢の推移にかんがみ、沿岸漁場の生産力の増進に資するため水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成を計画的かつ効率的に推進する措置を講ずるとともに、沿岸漁場の安定的な利用関係の確保を図る措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

沿岸漁場整備開発法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、近年、国際的に二百海里体制が定着したことに伴い、我が国沿岸漁場の生産力を一層増進することが必要となつていゝることにかんがみ、栽培漁業を計画的かつ効率的に推進するとともに、沿岸漁業とレクリエーションとしての釣りととの間の安定的な漁場利用関係の確保を図らうとする等のもので、その主な内容は次のとおりである。

(一) 目的規定の改正

目的規定について、沿岸漁場の生産力の増進を図るといふ観点から、栽培漁業の計画的かつ効率的な推進に関する措置及び沿岸漁場の安定的な利用関係の確保に関する措置を加える等の改正を行うこととする。

(二) 栽培漁業の計画的な推進のための措置

農林水産大臣は、沿岸漁場の生産力の増進に資するため、魚介類の稚魚の生産、放流及び育成に関する基本方針を定めなければならないものとし、基本方針においては、栽培漁業の推進のための基本的な指針と指標、技術の開発に関する事項等を定めることとする。

また、都道府県は、その区域に属する水面における沿岸漁場の生産力の増進に資するため、国の基本方針と調和を図りつつ、基本計画を定めることができることとし、基本計画においては、栽培漁業を推進することが適当な魚介類の種類、その種類ごとの稚魚の放流数量の目標、技術の開発、漁業協同組合等が実施する特定の水産動物の育成を図る事業に関する事項等を定めることとするほか、放流効果実証事業に関する事項を定めることができることとする。

(三) 放流効果実証事業

都道府県知事は、基本計画に放流効果実証事業に関する事項を定め、業務実施計画に基づいて、稚魚の放流等を行い、当該放流によつて漁業生産の増大の効果を実証し、その成果を漁業協同組合等に対し普及する事業を実施する民法法人を、その申請により、当該都

道府県に一を限り、指定することができることとする。

この場合、都道府県知事は、放流効果実証事業が適正かつ確実に実施されることを確保するため、その指定を受けた民法法人に対し、当該事業に協力する者が任意に提出した協力金の収支に関する事項を含む事業報告書を提出させるとともに、業務の方法の改善命令等必要な行政上の監督を行うことができることとする。

四 漁場利用協定

漁業協同組合等と釣り船業者の団体等が、漁場の安定的な利用の確保に必要な事項の遵守につき、それぞれの団体の構成員を指導すべきことを内容とする漁場利用協定の締結しようとする際に、相手方が交渉に応じないときは、都道府県知事に対し、交渉に応ずべき旨の勧告をするよう申請することができることとし、この場合において、都道府県知事は必要があると認めるときは、当該相手方に対し、交渉に応ずべき旨の勧告をすることができることとする。

また、漁場利用協定の遵守につき紛争が生じた場合には、都道府県知事は、あつせんをすることができることとする。

二 議案の可決理由

最近における沿岸漁業を取り巻く諸情勢の推移にかんがみ、沿岸漁場の生産力の増進に資するため水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成を計画的かつ効率的に推進する措置を講ずるとともに、沿岸漁場の安定的な利用関係の確保を図らうとする等の措置は妥当と認

め、本案は、これを原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。  
右報告する。

昭和五十八年五月十一日

農林水産委員長 山崎平八郎

衆議院議長 福田 一殿

〔別紙〕

沿岸漁場整備開発法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

最近の我が国沿岸漁業をめぐる情勢は、世界の二百海里体制の定着の下で、燃油費の増大、漁場の荒廃等幾多の困難な問題が生じている。

よつて政府は、我が国周辺漁場の整備開発を促進するとともに、本法の施行に当たつては、左記事項の実現に努め、国民食料の安定的確保と漁業経営の向上に万遺憾なきを期すべきである。

記

一 栽培漁業の現状にかんがみ、種苗の適切な生産・放流・管理を通じその振興に努め、沿岸漁場の活用を図るとともに、栽培漁業の推進に当たつては、関係漁業者等の意向が適切に反映されるよう措置すること。

二 基本方針、基本計画については、水産物の需給動向に応じて沿岸漁業の生産力の向上に資するよう策定すること。

三 指定法人が放流効果実証事業を行うに当たつては、放流魚の保護育成が十分図られるよう実効ある措置を講ずるとともに、協力金については、その趣旨を周知徹底し、拠出額、拠出方法及び漁場の利用等をめぐり紛争が生ずることの

昭和五十八年五月十二日 衆議院會議録第二十一号 漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案及び同報告書

六八〇

ないよう万全の指導を行うこと。

四 漁業と遊漁との漁場利用の在り方については、国民食料の確保及び生業である漁業の存続・発展を旨とし、双方の共存を図ること。

五 遊漁人口、遊漁船の増大等に伴い、漁業と遊漁との調整を図る必要があることにかんがみ、漁場利用協定の実効の確保を図り、併せて、遊漁者に対するマナーの指導、資源の保護培養への参加及び安全対策の徹底等を期するため、遊漁業内業者及び遊漁者の組織化を促進するとともに、遊漁船の秩序化、関連施設の整備に努めること。

六 遊漁が、漁業者の就業機会の増大、漁家所得の向上に果たす役割並びに漁協が行う遊漁あつせん等事業の現状にかんがみ、都道府県、関係団体に対し、遊漁問題につき、地域の实情に即し適切に取り組むよう指導すること。

七 我が国内外における漁業環境の変化に即応し、資源把握、漁業管理等のための技術の充実・整備に努めるとともに、漁業制度の見直しを図り、資源、漁場及び漁業の適切な管理を期すること。

八 沿岸・沖合・遠洋漁業の経営の現状にかんがみ、その円滑な経営改善を期するため、漁業経営負債整理資金がその制度の趣旨に即して適切に活用されるよう、運用に努めること。

右 漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案  
国会に提出する。

昭和五十八年三月二十九日

内閣総理大臣 中曾根康弘

漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律

(漁業法の一部改正)

第一条 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第六十五条第三項中「五万円」を「五十万円」に、「六箇月」を「六月」に、「一万円」を「十万円」に改め、同条第四項中「製品」を「その製品」に改め、「漁具」の下に「その他水産動植物の採捕の用に供される物」を加える。

第三百三十八条中「左の」を「次の」に、「二十万円」を「二百万円」に改める。

第三百三十九条中「五万円」を「五十万円」に改める。

第四百十条中「製品」を「その製品」に、「及び漁具」を「又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物」に、「但し」を「ただし」に改める。

第四百十一条中「左の」を「次の」に、「六箇月」を「六月」に、「三万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「貸付」を「貸付け」に改める。

第四百十三条中「二万円」を「二十万円」に改める。

第四百十四条中「左の」を「次の」に、「一万円」を「十万円」に改め、同条第二号中「基く」を「基づく」に改める。

第四百十六条中「二万円」を「十万円」に改める。

第二条 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三

百十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「五万円」を「五十万円」に、「六箇月」を「六月」に、「一万円」を「十万円」に改め、同条第四項中「漁具」の下に「その他水産動植物の採捕の用に供される物」を加える。

第三十六条中「二十万円」を「二百万円」に改める。

第三十七条中「左の」を「次の」に、「五万円」を「五十万円」に改める。

第三十八条中「漁具」の下に「その他水産動植物の採捕の用に供される物」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第四十条中「左の」を「次の」に、「六箇月」を「六月」に、「一万円」を「十万円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

理由

経済事情の変動等に伴い、漁業法及び水産資源保護法の罪につき定めた罰金及び過料の多額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、近年、密漁等が多発しており、その発生を防止することが緊要となつておることにかんがみ、漁業法及び水産資源保護法に規定する罰金の額等について所要の改正を行おうとする等のもので、その主な内容は次のとおりである。

る。

1 漁業法及び水産資源保護法に規定する罰金及び過料の額をそれぞれ十倍に引き上げること。

2 漁業法及び水産資源保護法の規定に違反した者に科する没収の対象として、水産動植物の採捕の用に供される物を加えること。

二 議案の可決理由

漁業法及び水産資源保護法制定以後における物価等経済事情の変動及び近年における密漁の発生状況等にかんがみ、両法に規定する罰金の額について改正を行おうとする等の措置は妥当と認め、本案は、これを原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

昭和五十八年五月十一日

農林水産委員長 山崎平八郎  
衆議院議長 福田 一殿

〔別紙〕  
漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たつては、左記事項の表現に努め、沿岸・沖合・遠洋漁場における操業秩序の確立に万全を期すべきである。

記

一 沿岸漁場における密漁発生が増大に対処し、国民に対する水産資源涵養についての理解と協力を深め、また、漁業法令の周知徹底を図るとともに、漁業者自らの法令遵守精神が醸成、高揚されるよう積極的に指導すること。

二 最近の内外における漁業規制の強化及び密漁の現状に対処し、指導・取締り体制を整備充実するとともに、特に組織的、広域的密漁の防止対策を早急に確立すること。

三 漁業法令違反に係る罰金等の額については、今後における社会経済事情の変動等に応じ適宜見直しを図ること。

右決議する。

衆議院会議録第十八号中正誤

ハシ 段 行 誤

三三 二 二 実施期間

正

実施時期

昭和五十八年五月十二日 衆議院会議録第二十一号 漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和五十八年五月十二日 衆議院会議録第二十一号

明治三十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

六八二

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号  
大蔵省印刷局 〒105  
電話 東京 五三三三(大代)

一定価一部  
一〇円部